

安芸高田市地球温暖化対策実行計画

計 画 書

(改訂版)

平成18年 9 月

安 芸 高 田 市

目 次

第1章	基本的事項	1
1.	計画策定の背景	1
2.	計画の目的	2
3.	計画の期間	2
4.	計画の範囲	2
5.	対象ガス	2
第2章	現状	4
1.	概要	4
2.	施設別排出量	4
第3章	取組と目標	6
1.	取組	6
(1)	購入に関する取組	6
(2)	使用に当たっての配慮	8
(3)	廃棄に関する取組	9
2.	温室効果ガスの総排出量に関する目標	10
第4章	推進と点検・評価	12
参考資料1	施設別燃料使用量及び二酸化炭素排出量	
参考資料2	施設別延べ床面積、職員数、公用車台数一覧表	
参考資料3	取組行動及び取組に関する解説	
参考資料4	電気・ガス・燃料使用量及びコピー用紙等使用量報告書 及び取組チェック表	

第1章 基本的事項

1. 計画策定の背景

地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨といった地球環境問題は、私たち人類の生存基盤に係る重要な問題です。とりわけ、地球温暖化は、気候の変化に伴い自然の生態系や人類に悪影響を及ぼすものであることから、将来の世代に深刻で重大な影響を及ぼす恐れがあることが予想されます。

地球温暖化は、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象です。

急激な気温の上昇に伴う地球環境影響としては、①海面水位の上昇に伴う陸域の減少、②豪雨や干ばつなどの異常現象の増加、③生態系への影響や砂漠化の進行、④農業生産や水資源への影響、⑤マラリヤなどの熱帯性の感染症の発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活への甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

このような状況下のもと、平成9（1997）年12月「京都議定書」が採択されて、我が国は、平成20（2008）年から平成24（2012）年において、平成2（1990）年比で温室効果ガスの排出を6%削減することを国際的に約束しました。

我が国においては平成10（1998）年10月「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され平成11（1999）年4月に施行されました。この法律の中で地方公共団体は、全ての事務及び事業に関して、温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画として「地球温暖化対策実行計画」を策定し、計画に基づく措置の状況を公表していくことが義務付けられました。

よりよい自然環境を次の世代に残すためにも、まず市自らが率先して計画的な取り組みを実践するための実行計画を策定し、その取り組みを庁舎の内外に明らかにすることによって、事業者、市民の自主的かつ積極的な取り組みと行動を誘導していくことが必要です。

(その他の施設については、それぞれの事務等を考慮して、可能な範囲で本実行計画を推進するよう努めることとします。)

5. 対象ガス

本計画において、削減対象とする温室効果ガスは「京都議定書」で定められた6種類のガス〔二酸化炭素 (CO_2)、メタン (CH_4)、一酸化二窒素 (N_2O)、ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)、六フッ化硫黄 (SF_6)〕のうち、安芸高田市の事務及び事業に最も密接なつながりのある二酸化炭素 (CO_2) のみとします。

二酸化炭素は電気の使用や石油、ガソリンなどの燃焼に伴い発生します。メタンの発生源は家畜の糞尿など、一酸化二窒素の発生源は工業生産のプロセスからなど、また、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の3種類は電子部品の洗浄など工業生産に由来しています。

第2章 現状

1. 概要

表1-1に掲載した市施設からの電気、ガス等の燃料使用による二酸化炭素排出量は、基準となる年度において3,494.6t-CO₂でした。

2. 施設別排出量

各施設における燃料別の二酸化炭素排出量は表2-2-1～表2-2-4のとおりです。なお、月別の燃料使用量は参考資料1に掲載しています。また、公用車の台数等は参考資料2に掲載しています。

表2-2-1 施設別二酸化炭素排出量（全施設）

単位：t-CO₂

施設名	ガス	灯油	軽油	A重油	LPガス	電気	計
本庁合計※	99.6	2.1	41.3	0.0	0.5	260.3	403.9
管財課	99.6	1.4	41.3	0.0	0.4	248.1	390.8
吉田人権会館※	0.0	0.8	0.0	0.0	0.1	12.2	13.1
第1分庁※	0.0	29.7	0.0	0.0	0.0	45.6	75.3
第2分庁	16.6	0.2	0.5	0.0	0.0	58.8	76.1
第3分庁	2.0	0.0	0.0	0.0	0.1	30.1	32.2
安芸高田市消防署	26.2	1.5	16.0	0.0	1.8	137.7	183.2
八千代支所合計※	7.7	0.0	5.2	0.0	0.3	110.7	123.8
八千代支所	7.7	0.0	5.2	0.0	0.1	77.3	90.2
人権センター※	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	33.3	33.5
美土里支所合計※	13.1	8.9	2.0	28.6	0.6	88.4	141.5
美土里支所	13.1	0.4	2.0	28.6	0.4	66.9	111.2
教育集会所※	0.0	0.9	0.0	0.0	0.0	2.1	2.9
開発センター※	0.0	7.7	0.0	0.0	0.2	19.4	27.3
高宮支所※	18.1	54.7	0.7	0.0	0.4	103.6	177.4
高宮支所	17.4	54.7	0.7	0.0	0.3	93.0	166.1
人権会館※	0.7	0.0	0.0	0.0	0.1	10.6	11.4
甲田支所※	12.7	50.3	0.7	0.0	0.2	99.2	163.1
甲田支所	12.7	47.6	0.6	0.0	0.2	90.7	151.9
人権会館※	0.0	2.7	0.0	0.0	0.1	8.4	11.2
向原支所	10.1	35.1	2.7	0.0	0.0	101.7	149.6
教育委員会※	0.5	222.9	3.9	133.1	19.5	810.9	1,190.9
教育委員会2※	0.0	106.9	0.0	0.0	3.3	349.1	459.2
福祉保健部保育所※	1.7	96.1	0.1	0.0	25.6	195.0	318.5
合 計	208.2	608.4	73.1	161.6	52.2	2,391.0	3,494.6

(備考) 1. ※はH17年度データを基準とする。

2. 四捨五入の関係で、縦列、横列の合計の数値が若干相違することがある。

3. 教育委員会、教育委員会2及び福祉保健部保育所の個別は次の表に示す。

表 2-2-2 施設別二酸化炭素排出量（教育委員会）

単位：t-CO₂

施設名	ガソリン	灯油	軽油	A重油	LPガス	電気	計
教育委員会合計※	0.5	222.9	3.9	133.1	19.5	810.9	1,190.9
吉田小学校	0.0	17.2	0.0	0.0	0.1	45.6	62.9
可愛小学校	0.1	8.3	0.0	0.0	0.1	38.1	46.6
刈田小学校	0.0	1.0	0.0	26.0	0.1	37.6	64.7
郷野小学校	0.0	11.6	0.0	0.0	0.1	20.5	32.2
向原小学校	0.0	1.7	0.0	33.9	0.2	46.3	82.0
甲立小学校	0.0	15.7	0.0	0.0	5.4	29.5	50.5
根野小学校	0.0	12.3	0.0	0.0	0.1	22.1	34.5
小田小学校	0.0	16.4	0.0	0.0	4.8	25.9	47.1
小田東小学校	0.0	14.6	0.0	0.0	6.9	35.7	57.1
川根小学校	0.0	6.8	0.0	0.0	0.0	27.0	33.9
船佐小学校	0.0	9.7	0.0	0.0	0.1	21.5	31.3
美土里小学校	0.1	0.0	3.8	52.4	0.1	155.4	211.7
来原小学校	0.0	11.9	0.0	0.0	0.1	24.1	36.1
吉田中学校	0.1	24.8	0.0	0.0	0.1	76.8	101.9
向原中学校	0.0	9.2	0.0	0.0	0.1	38.7	48.0
甲田中学校	0.0	15.0	0.0	13.4	0.2	46.6	75.3
美土里中学校	0.0	15.3	0.0	0.0	0.1	35.4	50.8
高宮中学校	0.1	12.6	0.1	0.0	0.6	37.2	50.6
八千代中学校	0.1	19.0	0.0	0.1	0.2	43.3	62.6
吉田幼稚園	0.0	0.0	0.0	7.3	0.1	3.6	11.0

(備考) H17年度データを基準とする。

表 2-2-3 施設別二酸化炭素排出量（教育委員会 2）

単位：t-CO₂

施設名	ガソリン	灯油	軽油	A重油	LPガス	電気	計
教育委員会 2 合計※	0.0	106.9	0.0	0.0	3.3	349.1	459.2
向原公民館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	46.0	46.3
高宮田園 パラッツォ	0.0	68.0	0.0	0.0	0.0	108.7	176.7
八千代美術館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	108.0	108.0
美土里まなび	—	—	—	—	—	—	—
甲田若者定住 センターミュージック	0.0	38.9	0.0	0.0	3.0	86.3	128.2

(備考) 1. H17年度データを基準とする。

2. 美土里まなびの燃料使用量は、美土里小学校に含まれる。

表 2-2-4 施設別二酸化炭素排出量（福祉保健部保育所）

単位：t-CO₂

施設名	ガソリン	灯油	軽油	A重油	LPガス	電気	計
福祉保健部保育所合計※	1.7	96.1	0.1	0.0	25.6	195.0	318.5
向原こぼと園	0.0	6.5	0.0	0.0	1.3	27.3	35.1
甲立保育所	0.2	12.2	0.0	0.0	2.7	8.8	23.9
吉田保育所	0.5	21.2	0.0	0.0	5.7	35.8	63.3
みどりの森保育所	0.0	14.7	0.0	0.0	4.9	27.8	47.3
ひまわり保育所	0.3	1.3	0.0	0.0	4.5	50.5	56.6
ふなさ保育所	0.0	8.1	0.1	0.0	1.1	7.3	16.5
くるはら保育園	0.0	5.5	0.0	0.0	1.1	7.6	14.3
かわね保育園	0.0	3.4	0.0	0.0	0.8	6.2	10.4
小田東保育所	0.2	10.2	0.0	0.0	1.0	13.3	24.8
小原保育所	0.6	12.9	0.1	0.0	2.4	10.4	26.4

（備考）H17年度データを基準とする。

燃料別の二酸化炭素排出係数は、「広島県地球温暖化防止地域計画」（平成 16 年 3 月）を用いています。該当する排出係数は、表 2-2-5 のとおりです。

表 2-2-5 排出係数

燃料	ガソリン	灯油	軽油	A重油	LPガス	電気
単位	kgCO ₂ /ℓ	kgCO ₂ /ℓ	kgCO ₂ /ℓ	kgCO ₂ /ℓ	kgCO ₂ /m ³	kgCO ₂ /kwh
排出係数	2.38	2.51	2.64	2.80	5.57	0.6

（備考）LPガスの単位は 1.8954kg/m³より換算した。

第3章 取組と目標

二酸化炭素排出量削減に向けて、用紙の購入等に関する取組、電気等エネルギーの使用に当たっての配慮、また、これらの取組等による二酸化炭素排出量の削減目標を設定します。

1. 取組

(1) 購入に関する取組

配慮項目	取組項目	標	対象となる製品例	数値目標	内容
A 用紙 (情報用紙)	<ul style="list-style-type: none"> ●古紙配合率の高い用紙の使用 ●中古回収用紙を使用した製品の使用 ●白色度の低い製品の使用 	○	コピー用紙	85 % 以上 使用	市が購入・使用する情報用紙は再生紙とし、使用率を85%以上とする。
		○	色再生紙		
		○	OA用紙 画用紙 封筒 レジ用紙		
(印刷用紙)	<ul style="list-style-type: none"> ●古紙配合率の高い印刷物の発注 ●非塗工紙の使用 	○	名刺 帳票	85 % 以上 使用	印刷物の再生紙使用率を85%以上とする。
		○	報告書 広報誌		
B 電気製品	<ul style="list-style-type: none"> ●エネルギー消費効率の高い製品の導入 ●エネルギー消費効率の高い製品への更新 ●適正規模の機器選択 	◎	コピー機 洗濯機 省エネ型蛍光灯	80 % 以上 設置	市の施設地内に設置された台数の見直しを行う。
		◎	パソコン 冷蔵庫 個別制御エアコン プリンタ		
		◎	テレビ 熱交換型換気扇 ファクシミリ パッケージ型冷房機 自動パワーオフ製品 簡易印刷機 白熱球の使用削減		
	<ul style="list-style-type: none"> ●エネルギー消費の少ない自動販売機の導入、更新 ●自動販売機の台数見直し 	◎	ピークカット機能付き清涼飲料用販売機の導入		
C 公用車	●低公害車の導入	◎	電気自動車		

	<ul style="list-style-type: none"> ●低公害な自動車の導入 ●低燃費車の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ○天然ガス自動車 ○メタノール自動車 ○ハイブリッド自動車 ○最新規制適合車より低公害と認められる自動車 		
D 文具・事務機器等	<ul style="list-style-type: none"> ●再生紙が使用されている製品の購入 ●再生できる用紙類の購入 ●間伐材、未利用繊維当から作られた製品の購入 ●廃プラスチックから作られた製品の購入 ●その他紙以外の再生された製品の購入 	<ul style="list-style-type: none"> ○ノート ○リサイクルボックス ○クローズ表紙付箋紙 ○フォルダ ○綴じ込み表紙 ○封筒(クラフト・茶封筒) ○フラットファイル ○バインダー ○封筒(クラフト以外) ○レバーファイル ○パンフレット・冊子 ○封筒(特注) ○文書保存箱 ○用箋ばさみ ○ノーカーボン紙、感熱紙、ビニールコート紙等は避ける ○トナーカートリッジ ○事務用プラスチックファイル ○鉛筆/ボールペン/シャープペン/蛍光ペン 		
E その他	<ul style="list-style-type: none"> ●再利用が可能な製品の購入 	<ul style="list-style-type: none"> ○窓付き封筒 透明紙・再利用可能クラフトテープ・事務用粘着テープ 	50%以上購入	事務用品の環境配慮割合を金額ベースで50%以上にする。

(2) 使用に当たっての配慮

配慮項目	取組項目	効果	配慮の詳細	数値目標	内容
A エネルギーの使用(電気)	<ul style="list-style-type: none"> ●電気使用料の抑制 ・照明機器管理 ・事務機器の省エネ管理 ・空調機器の管理 ・エレベータの使用削減 ・ブラインド・カーテンの工夫・調節 ・トイレ、廊下、階段などでの自然光の活用 ・ボイラー等の適正運転の管理、燃焼効率の向上 ・ノー残業デーの設定 ●使用料の把握・管理 	◎	照明点灯箇所の削減 ライトアップの削減(時間短縮、間引き消灯) 定期的な清掃 室内とデスクでの照明の使い分け 蛍光灯本数の削減 スイッチの管理 節電・待機モードへの切り替え 使用抑制 窓・出入り口の開放禁止 適温励行 補修点検 階段の利用	5%以上削減	電気の使用料を平成16年度を基準に5%以上削減する。
B 公用車の燃料	<ul style="list-style-type: none"> ●低公害車・低燃費車の優先的利用 ●特別職公用車への率先採用等 ●台数の見直し ●庁用車の使用抑制日の設定 ●庁舎間の定期便の設定 ●公共交通機関利用への誘導 ●相乗りの励行 ●経済運転の徹底 	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎	暖気運転の抑制 アイドリングの禁	5%以上削減	公用車燃料使用料を平成16年度を基準に5%以上削減する。

	<ul style="list-style-type: none"> ●自転車利用の推進 ●車両整備 ●公用車走行ルート の合理化 ●使用料の把握・管理 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ ◎ ◎ ◎ 	<p>止 不要物の不積載 急発進・急加速の抑 制</p> <p>◎ 自転車への切替 自転車貸し出し方 法、設置場所の見直 し</p> <p>◎ タイヤ空気圧調整 黒煙排出状況の点 検</p>		
C その他	<ul style="list-style-type: none"> ●製品の修繕 ●製品再利用(繰り返 し使用) ・用紙、事務用品の再 利用 ・紙製事務用品の回収 箱設置 ・遊休物品の登録制度 ・容器又は包装の再利 用 ・リボンカートリッジ の複数回使用 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ 	<p>使用済封筒 フラットファイル 付箋紙 レバーファイル ボックスファイル クローズ表紙 ファイリングフォ ルダ カレンダー等の裏 紙使用</p>		

(3) 廃棄に関する取組

配慮項目	取組項目	効果	配慮の詳細	数値目標	内容
省資源・リサ イクルの推進	●廃棄物の削減	○	ゴミの減量化	20% 以上	
	●リサイクル率の向 上		用紙類の再利用 資源ゴミの分別廃 棄	50% 以上	

2. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

取組の数値目標は、

用紙の購入	再生紙使用率	85%以上
印刷用紙	再生紙使用率	85%以上
電気製品	エネルギー消費効率の高い製品の導入	80%以上
再利用製品	事務用品購入金額の	50%以上

使用に当たっての配慮による二酸化炭素排出量削減数値目標は、

電気	5%以上削減
公用車の燃料	5%以上削減

廃棄に関する取組の数値目標は、

廃棄物の削減	20%以上
リサイクル率の向上	50%以上

これらを考慮して、二酸化炭素排出量削減目標は、平成18年度から平成22年度の5年間で、“4%削減”とします。

なお、安芸高田市消防署については、業務の緊急性等を鑑みて“現状維持”とします。

計画の範囲における各施設について、二酸化炭素の総排出量を基準年度比で表3-1のとおり削減することとします。

表 3 - 1 施設別削減目標値

単位：%

施設名	基準年度	18年度 (初年度)	20年度 (中間年度)	22年度 (最終年度)
本庁	100	99	96	96
第1分庁	100	99	96	96
第2分庁	100	99	96	96
第3分庁	100	99	96	96
安芸高田市消防署	100	100	100	100
八千代支所	100	99	96	96
美土里支所	100	99	96	96
高宮支所	100	99	96	96
甲田支所	100	99	96	96
向原支所	100	99	96	96

第4章 推進と点検・評価

実行計画を推進するに当たっての体制等は次のとおりとします。

① 推進員は、各施設の管理課長等とし、取組の状況を評価する。

② 職員に対する研修等

職員への普及、啓発を目的とした情報提供として、評価書を全職員に配布する。館内放送を用いて、定期的に取り組みを促す。

③ 点検結果の公表は、広報誌によるものとする。